

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

四半期決算短信作成に係る留意事項について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示につき、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所では、四半期報告制度の導入に伴う対応の一環として、「四半期財務・業績の概況」について「四半期決算短信」に名称変更するとともに、開示項目及び構成の見直しを行い、平成20年3月に「四半期決算短信の様式・作成要領」として公表いたしました。

この「四半期決算短信の様式・作成要領」については、平成20年4月1日以後開始する事業年度より適用する事としておりますが、適用にあたっての留意事項につきまして別添のとおり取りまとめましたので、これまでの四半期開示に関するご通知()と併せ、四半期開示を行う際はご留意いただきますようお願いいたします。

なお、今回の留意事項につきましては、新規事項(別添1)と、これまでの四半期開示に関する作成要領及び留意事項における記載内容のうち、特にご留意いただきたい事項(別添2)に分けて作成されております。

上場会社各社におかれましては、本通知の趣旨及び内容について十分ご理解をいただきくとともに、引き続き適時適切な会社情報の開示に努めていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

()四半期開示に関するこれまでの作成要領・留意事項一覧(現在有効であるもののみ)

- ・「四半期決算短信の新様式・作成要領の公表について」(*)
(名証自規G第6号 平成20年3月31日)
- ・「新T D n e t 稼動に伴う対応及び四半期決算短信作成に係る留意事項等について」
(名証自規G第14号 平成20年6月19日)
- ・「新T D n e t 上で作成する決算短信での開示項目について」
(名証自規G第15号 平成20年6月19日)

(*) 第6号の様式・作成要領(別添1 及び1)につきましては、第14号において改正されておりますので、改正後の様式・作成要領(別添2 及び2)をご参照ください。

送付資料一覧

- 別添 1 四半期決算短信作成に係る留意事項について（新規事項）
- 別添 2 四半期決算短信作成に係る留意事項について（確認用）

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ（上場監理担当）
TEL：052-262-3174
E-mail：syoken@nse.or.jp